

# 条例施行後の課題への対応

**現状・課題**

- ・環境の保全の見地から意見を有する者（市民等）からの意見は、事業者が書面により受け付けることとなっている
- ・意見聴取の機会を充実させるため、公聴会の開催について検討する必要がある

※公聴会の開催については、既に多くの地方公共団体が条例に規定していることから、法での新たな義務づけは見送られている  
「今後の環境影響評価制度のあり方について」（平成22年2月中央環境審議会答申）

**公聴会の考え方**

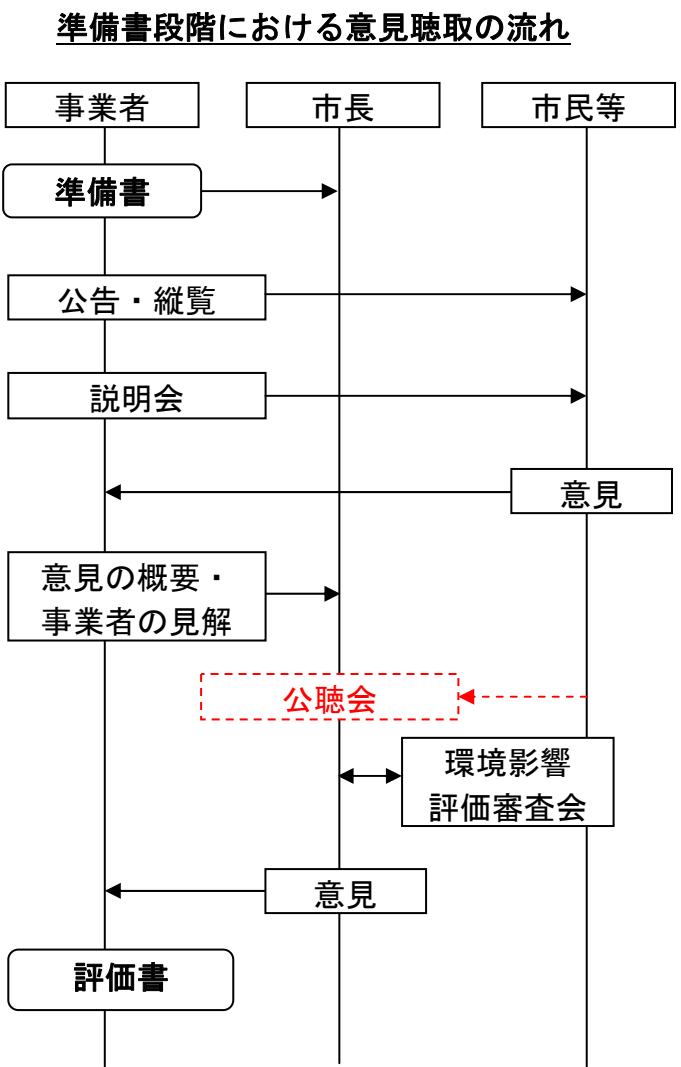
- 開催時期は環境影響評価の結果が明らかになる準備書段階での実施が効果的である
- 開催主体及び目的としては次の3案が考えられるが、意見聴取の機会の拡充の観点から、①案が効果的である
- ①市長が市長意見を形成するため開催する
- ②事業者が口述により意見を聴くため開催する
- ③市長意見形成にあたり意見を聴くこととしている環境影響審査会が、審査の参考とするため開催する

**検討の方向性（案）**

☆市長は、準備書について、公述の申出があり、必要があると認めるときは、公聴会を開催する  
法対象事業についても、同様に開催する

**効果**

市民等からの意見聴取の機会を充実させることができる



**現状・課題**

- ・災害対策基本法，建築基準法及び被災市街地復興特別措置法で規定する事業のみを条例の適用除外としている
- ・災害の復旧又は防止のために緊急に実施する必要がある事業について，円滑かつ迅速な対応が困難な場合が想定される

※玄海島復興事業は上記に該当しなかったため，可能な範囲で規則を一部改正して対応した

**現状・課題**

- ・公告は，事業者が実施することとしており，その方法は，福岡市公報への掲載，福岡市の広報誌への掲載，日刊新聞紙への掲載のみである
- ・民間事業者においては，実質上，日刊新聞紙への掲載しかなく，経済的な負担となっている
- ・今回検討している電子縦覧についても，事業者によっては対応が困難な場合も想定される

**検討の方向性（案）**

☆災害の復旧又は防止のために緊急に実施する必要があると市長が認めるものについては，条例で包括的に適用除外の規定を定める

**効果**

災害の復旧又は防止のために緊急に実施が必要な事業について，円滑かつ迅速な対応が可能となる

**検討の方向性（案）**

☆公告・縦覧について，適切な方法の検討を行う

※詳細については施行規則で規定する  
例えば  
・掲示板への掲示  
・印刷物の配布  
・市による電子縦覧の協力 など

**効果**

- ・周知の選択肢が増え広報効果が向上する
- ・事業者の負担が軽減される

災害復旧又は防止の際の適用除外の規定の追加  
公告・縦覧の方法の見直し

公聴会の開催の規定の追加